

富士市公告第140号

次の業務について、公募型プロポーザルに係る手続開始に当たり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和7年5月1日

富士市長 小長井 義正

1 事業概要

- (1) 事業名称 富士市立高等学校屋外運動場人工芝改修工事
- (2) 事業内容 3で交付する富士市立高等学校屋外運動場人工芝改修工事仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和8年2月27日（金）まで
- (4) 支払限度額 194,700,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

2 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる事項を全て満たすものとする。ただし、JVは認めないものとする。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定に基づき土木工事業に係る建設業の許可を受けている者であること。
- (2) 富士市における建設工事競争入札参加資格土木一式工事に登録された者であること。
- (3) 技術提案書等の提出期限の日までに、「富士市工事請負契約等に係る指名停止等措置要領」又は「富士市物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしていない者及びこれらの申立てがなされていない者であること。
- (5) 次に掲げる要件のいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）であると認めら

れる者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為

の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者

エ 役員等が直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ アからエまでの項目に規定するもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

(6) 建設業法第26条に規定する主任技術者又は監理技術者及び同法第19条の2に規定する現場代理人を事業現場に適正に配置できる者であること。

(7) 公益財団法人日本サッカー協会（JFA）が公認しているJFAロングパイル人工芝の製品検査完了製品を使用した敷設工事について、5年以内（令和2年4月1日から令和7年3月31日まで）に元請（元請とは、単体で受注した者又は共同体で受注した者で、出資比率が1を出資者数で除した割合の60パーセント以上のものに限る。）として7,000㎡（サッカーコート1面）以上の施工実績を有する者であること。

3 公募型プロポーザル実施要領等の交付

(1) 交付期間 令和7年5月1日（木）から同月14日（水）まで

(2) 交付書類

ア 富士市立高等学校屋外運動場人工芝改修工事公募型プロポーザル実施要領

イ 富士市立高等学校屋外運動場人工芝改修工事仕様書

ウ 富士市立高等学校屋外運動場人工芝改修工事提案書作成要領

(3) 交付方法 富士市ウェブサイトからの入手を原則とする。

なお、富士市ウェブサイトのURLは、次による。

<https://www.city.fuji.shizuoka.jp/sangyo/c0207/rn2ola000000e1uf.html>

4 参加表明に係る質問の受付及び回答

本プロポーザル参加表明に係る質問及び回答については、下記のとおりとする。

(1) 受付期間 令和7年5月1日（木）から同月9日（金）まで（最終日は、午後1時までとする。）

(2) 受付方法 質問書に記入の上、電子メールで送付すること。また、質問書を送信した場合は、事務局へ電話にてその旨連絡すること。

なお、電子メール以外での質問は一切受け付けないものとする。

メールアドレス ky-ichiritsu@div.city.fuji.shizuoka.jp

電話番号 0545-34-1024（直通）

- (3) 質問回答期間 令和7年5月2日（金）から同月12日（月）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）
- (4) 回答方法 富士市ウェブサイトに掲載する。
- (5) その他 質問に対する回答内容は、富士市立高等学校屋外運動場人工芝改修工事公募型プロポーザル実施要領の追加又は修正として取り扱うものとする。

5 参加表明書等の提出

- (1) 提出期間 令和7年5月1日（木）から同月14日（水）までの午前9時から午後4時45分まで
- (2) 提出先 富士市立高等学校
- (3) 提出方法 持参（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）又は郵送（簡易書留に限る。提出期限までに必着のこと。）
- (4) 提出書類 富士市立高等学校屋外運動場人工芝改修工事公募型プロポーザル実施要領による。

6 手続日程

- (1) 令和7年 5月 1日（木） 公告
- (2) 令和7年 5月 9日（金） 参加表明に関する質問書提出期限
- (3) 令和7年 5月12日（月） 参加表明に関する質問回答期限
- (4) 令和7年 5月14日（水） 参加表明書等提出期限
- (5) 令和7年 5月19日（月） 参加資格確認結果通知
- (6) 令和7年 5月26日（月） 技術提案に関する質問書提出期限
- (7) 令和7年 5月29日（木） 技術提案に関する質問回答の通知
- (8) 令和7年 6月 6日（金） 技術提案書等提出期限
- (9) 令和7年 6月 9日（月） プロポーザル参加辞退届提出期限
- (10) 令和7年 6月10日（火） プレゼンテーション審査及びヒアリング
- (11) 令和7年 7月 8日（火） 優先交渉権者の特定等結果通知
- (12) 令和7年10月 上旬 契約

7 その他（留意事項）

- (1) 参加表明書、見積書及び技術提案書の作成、提出、ヒアリング等に係る全ての費用は、参加者の負担とする。
- (2) 参加表明書及び技術提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書及び技術提案書を無効とする。
- (3) 期限までに、参加表明書、見積書及び技術提案書が提出されない場合は、無効とする。
- (4) 提出された書類等は返却しないものとする。
- (5) 公平を期するため、本公募型プロポーザルの評価者、参加者等についての質問は一切

受け付けない。

- (6) 参加表明書及び技術提案書提出後において、記載された内容の変更を認めない。

また、参加資格確認書類に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できない。

- (7) 特定された技術提案書類の内容は、原則として履行するものとする。ただし、本市と協議し、変更することが妥当と認められる場合は、変更することができる。

- (8) 本プロポーザルは、最も評価の高い技術提案書の提出者を特定することを目的に行うものであり、実際の契約手続は別に行う。

- (9) 契約手続に当たり、最も評価の高い技術提案書の提出者の特定後に確定する正式な業務仕様書に基づき、再度見積書を提出すること。

なお、再度提出する見積書は、技術提案書とともに提出すること。

- (10) 詳細は、富士市立高等学校屋外運動場人工芝改修工事公募型プロポーザル実施要領に定めるとおりとする。

- (11) 本案件は富士市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和41年富士市条例第16号）第2条に該当するため、市議会の議決を得たときに本契約となる。